

【 環境部 】

件 名	京田辺市におけるごみ処理施設の建設について
<p>申立概要 【受理 28.1.7】</p>	<p>京田辺市が、市民に十分な説明もなく、枚方市と共同でごみ処理施設を京田辺市内に建設すると新聞紙上で発表している。</p> <p>枚方市でごみ処理施設がつくられた時、枚方市は環境アセスメントにより、恒風があり悪い影響はすべて京田辺市に行くと言明している。京田辺市では動植物の状態は激変している。</p> <p>なぜ、小さな京田辺市が、枚方市40万市民のごみを引き受けなくてはならないのか。緑豊かな美しいまちで過ごしてきた者としては耐えがたい。</p> <p>府として、京田辺市にきちんと指導されるよう調査願いたい。</p>
<p>確認事項 【通知 28.2.2】</p>	<p>申立てのあったごみ処理施設については、可燃ごみ処理の共同化を目的に、平成26年12月、京田辺市及び枚方市において設置が決定されたもの。</p> <p>当該施設は、一般廃棄物処理施設に該当することから、その設置に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項の規定により、都道府県知事への届出が必要とされており、本件においては、府山城北保健所へ届け出ることとなるが、その設置届出に際しては、当該施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果を添付しなければならないこととされている。</p> <p>また、一定規模以上の廃棄物処理施設を設置する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の手続きに先立って、府環境影響評価条例に基づいて、事業者が環境影響評価を実施することになる。</p> <p>これらの手続きにおいては、住民等は環境保全及び創造の見地から意見を述べることができるとされている。今後、こうした意見聴取の手続きを経て、府に対し、設置届出があった場合には、法令で定める基準等に則り、審査が行われることになる。</p>